

（報告）平成28年度に措置した規制見直しについて

平成29年3月21日
商務流通保安グループ
電力安全課

（1）電気事業法第3弾改正（平成27年法律第47号）に関連する政省令等整備

1. 火力発電設備の溶接安全管理審査の廃止と安全管理検査制度見直しに伴う省令等整備
(平成28年3月小委員会審議 → 平成29年4月1日施行)
 - 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）では、現行の溶接安全管理審査は廃止することとされた。これを受けて、溶接事業者検査の取扱いを整理するとともに、火力発電設備に係る安全管理検査制度全般について事業者の保守管理状況に応じた柔軟な制度に見直すため、以下のとおり省令等を改正。
 - ・ すべての火力発電設備及び燃料電池設備に係る使用前・定期安全管理審査を登録安全管理審査機関が実施する。
 - ・ 火力発電設備に係る定期安全管理審査の中で事業者の保安力を評価し、最大6年まで定期事業者検査実施時期の延伸が可能とする制度に見直す。
 - ・ 溶接事業者検査の実施状況及びその結果については、使用前（定期）安全管理審査の中で確認する。
 - ・ 電気事業法等の一部を改正する等の法律において、ガス事業者の事業類型が変更されたことに伴い、ガス事業法の技術基準との整合化を行った。

2. 風力発電設備の定期安全管理検査制度導入に伴う省令等整備

(平成28年3月、7月、12月小委員会審議 → 平成29年4月1日施行)

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、風力発電設備の定期安全管理検査制度が導入されることとなったため、以下のとおり省令等を改正。
 - ・ 風力発電設備を定期事業者検査の対象を単機出力500kW以上のものとし、定期安全管理審査は登録安全管理審査機関が実施する。
 - ・ 定期事業者検査を3年に一度実施することとし、定期安全管理審査の中で、その検査品質を確認するとともに事業者の保安力を評価し、最大6年まで定期安全管理審査実施時期を延伸できる制度に見直す。

（2）早期に措置可能なスマート化策（第14回小委員会報告案件の再掲）

(平成27年12月小委員会審議 → 平成28年11月30日施行)

- 火力発電以外の複数の原動力等を組み合わせた発電設備について、①個々の原動力による発電出力がそれぞれの届出要件に合致する場合、②合計出力が300kWを超える場合は、工事計画の届出を要することを電気事業法施行規則に規定。
- 公共の安全確保上のリスクが十分に小さい、20kW未満の発電設備（例：実証段階の発電設備等）については、工事計画認可及び使用前検査を不要とし使用前自己確認の対象とすることを電気事業法施行規則に規定。

(3) 太陽電池発電所・風力発電所に係る事故報告対象等の見直し

（平成27年12月、平成28年3月小委員会審議 → 平成28年9月24日施行）

- 近年、太陽電池発電所・風力発電所の急速な普及に伴い、強風等により設備が破損し、飛散した設備が家屋を損壊するなど公衆被害を及ぼす事故も報告されており、今後も事故の増加が予想される。これを踏まえ、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）及び関連内規を改正し、事故報告の対象となる電気工作物の損壊の出力規模を、太陽電池発電所については、500kWから50kWに、風力発電所については、500kWから20kWに引き下げた。

(4) 500kW以上の太陽電池発電設備に対する使用前自己確認の義務化

（平成27年12月、平成28年3月小委員会審議 → 平成28年12月26日施行）

- 最近、中小規模の太陽電池発電設備について、突風や台風等によるパネルの飛散が発生し、近隣の家屋等の第三者への被害が発生していることを踏まえ、出力500kW以上2,000kW未満の太陽電池発電設備について、使用前自己確認を義務づけた。

(5) 多目的ダムに係る工事計画届出の添付書類の簡素化

（平成27年3月小委員会審議 → 平成28年11月30日施行）

- 多目的ダムは、河川法（昭和39年法律第167号）における各種手続を、共同管理者のうち主たる管理者が、主に行うこととなっており、発電事業者がダムの主たる管理者でない場合の電気事業法の手続きでは、多目的ダムの主たる管理者から各種書類を入手し、様式を整えて、工事計画を届け出るなど、発電事業者に過大な負担を課すものとなっていた。このような背景を踏まえ、ダムに対して求められる技術的要件は、河川法と電気事業法で概ね同等であることから、事務負担が多大となってしまう、発電事業者が多目的ダムの主たる管理者でない場合に限り、①電気事業法の工事計画について、主たる管理者が河川法に基づいて作成した申請書の写しをもって、添付書類を省略できることとし、②電気事業法に基づく使用前自主検査及び使用前安全管理審査を省略できることとした。

(6) サイバーセキュリティの確保

（平成27年6月小委員会審議 → 平成28年9月24日施行）

- 近年、サイバー攻撃等の脅威が高まっていることを踏まえ、保安規制に、サイバーセキュリティ対策を組み入れるため、省令等を改正。
 - ・ 日本電気技術規格委員会（JES C）により定められたガイドラインを引用し、電気事業者が行うべきサイバーセキュリティ対策と保安規程に具体的に記載すべき事項を規定。

(7) 使用中のPCB含有電気工作物に対する規制の整備

(平成27年12月小委員会審議 → 平成28年9月24日施行)

- 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成28年法律第34号。）では、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有事業者は、地域ごとに定められた期間内に処分等を行わなければならないこととされ、電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、電気事業法において期限等を定めることとされた。
- これを踏まえ、電気事業法において、PCB特措法と同等の廃止等の措置を講じるべく、省令等を改正。
 - ・ 使用中の高濃度PCB含有電気工作物について、地域ごとに廃止期限を定めた。
 - ・ 使用中の高濃度PCB含有電気工作物について、毎年度末の廃棄の予定等の管理状況を翌年度6月末までに届け出ることとした。

(8) その他の個別設備に関する規制見直し

1. JESCからの技術基準解釈等の改正要請への対応

(平成28年5月25日、5月26日、11月30日、12月26日、4月1日施行)

- 低圧の配線に使用可能な絶縁電線の種類に「引込用ポリエチレン絶縁電線（DE電線）」を追加した。
- 暗きょ内に施設する耐燃措置を施した使用電圧が170,000V未満の地中電線間の離隔距離について、規定値を見直した。
- 溶接に関する試験及び技術者の技能に関するJIS規格の改正等に伴い、規定を見直した。
- 水力発電所の水路等にポリ塩化ビニル管及びポリエチレン管を使用する場合の材料規格及び許容応力に、JESC H3004（2012）を追加した。
- その他、引用しているJESC規格、JIS規格及びJSME規格について、保安水準に影響を与えない項目の改正が行われたことを踏まえ、引用年版を更新した。

2. 地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離に係る規定の改正

(平成28年9月13日施行)

- 国土交通省の「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」の中間とりまとめ（平成27年12月25日）を踏まえ、電気設備の技術基準の解釈（以下、「電技解釈」。）における地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離に係る規定を改正した。

3. 太陽電池モジュールの支持物の強度に係る規定の改正（平成28年9月13日施行）

- 太陽電池モジュールの支持物の強度については、建築基準法から電技解釈での規定に移行されているが、両者の規定の範囲に差異が生じていたことから、電技解釈での規定の範囲を建築基準法で規定していた範囲に改正した。

4. 水素専焼発電設備に係る技術基準等の整備

（平成28年11月30日、平成29年4月1日施行）

- 電気事業法における水素専焼発電設備に係る実証事例の出現を踏まえ、高圧ガス保安法と同等の技術基準、工事計画等の規定を整備した。

5. 発電用火力設備の技術基準解釈の国際整合化等

（平成23年3月、平成26年7月小委員会審議

→ 平成28年11月30日、平成29年4月1日施行）

- 液化ガス設備及びガス化炉設備の設計にあたっての安全率について、安全評価の結果を踏まえて、ボイラー等の火力設備と同様に安全率3.5を取り入れた。
- スターリングエンジンに係る技術基準について、技術基準解釈に具体的な仕様規定を整備した。

6. 大気汚染防止法改正に伴う安全規制の整備（平成29年4月1日施行）

- 水銀に関する水俣条約を担保するために措置された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）では、水銀排出施設に係る届出と、水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守の義務づけ等の措置がなされた。
- 電気工作物については、電気事業法において、届出等の相当規定を設けることとされており、大気汚染防止法と同等の規定を電気事業法施行規則及び電気関係報告規則に措置した。